

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

ドイツ連邦共和国

食品表示

1. 消費者への食品情報の提供に関する規則： 2011年10月25日の欧州議会及び理事会規則 REGULATION (EU) NO 1169/2011 ON THE PROVISIONS OF FOOD INFORMATION TO CONSUMERS (FIC 規則)	1
2. 遺伝子組換え食品の表示 (欧州議会・理事会規則(EC) NO 1829/2003 及び欧州議会・理事会規 則(EC) NO1830/2003)	5
3. トランス脂肪酸.....	6

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

ドイツ連邦は EU 加盟国 27 か国の1つであり、農業と衛生に関する規則として、EU 規則を適用している。EU 規則の下、自国の規則を策定することはできるが、あくまでも EU 規則に則ったものでなくてはならず、一加盟国が EU 規則よりも軽減した規則をつくることはできない。ドイツは 16 州からなる連邦共和国であり、実務に関しては各州レベルに責任がある。

ドイツは、食品表示に関し欧州連合(EU)に準拠した法律を適用している。2014 年 12 月 13 日、EU の「消費者食品情報」規則 1169/2011 は、EU で販売される EU 以外の国からの輸入品を含む全ての包装済み食品及び飲料製品に適用される。新しい FIC 規制により導入された義務的栄養表示の要件については、2016 年 12 月 13 日から適用されている。

1. 消費者への食品情報の提供に関する規則： 2011 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 Regulation (EU) No 1169/2011 on the Provisions of Food Information to Consumers (FIC 規則)

欧州委員会は、2008 年 1 月 30 日、新規則の提案を行った。これは、指令であった Directive 2000/13/EC を廃止して、今度は、規則 Regulation として新しく制定し、義務化の範囲も拡大しようとするものであった。

更に、必要な立法形式については、指令ではなく規則によることを圧倒的に支持した。これは、指令を各国の国内法で実施する場合に、各国が制定する国内法相互の間に不整合が生じる可能性があるが、直接加盟国民に適用する規則であればそのおそれがないからである。

同規則の制定に伴い、欧州議会及び理事会規則(EC) No1924/2006 並びに欧州議会及び理事会規則(EC) No 1925/2006 を改正し、欧州委員会指令 87/250/EEC、理事会指令 90/496/EEC、欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC 並びに欧州委員会規則(EC) No608/2004 を廃止した。

この規則は、欧州連合の官報に掲載して公布した日から起算して 20 日を経過した日から施行。特例として、第 9 条第 1 項(1)の規定(義務的な食品情報)は、2016 年 12 月 13 日から適用し、附則第 VI B 部の規定は、2014 年 1 月 1 日から適用するものとし、それ以外の規定は、2014 年 12 月 13 日から適用しなければならない。

この規則は、その全てが拘束力を有し、かつ、全ての加盟国に直接効力を有する。

(1) 趣旨及び適用範囲(第 1 条)

新規則は、EU 域内市場の円滑な機能を確保しつつ、食品情報に関して消費者を高い水準で保護する基礎を定めるもので、特に食品の表示事項を管理する一般的な原則、要件及び責任を定めている。適用範囲は、食品生産流通過程の全ての段階における食品情報の提供に係る食品事業者であり、提供先は、最終消費者だけでなく、レストラン、食堂、学校、病院、仕出し会社等を始めとする外食関係の施設すべてを含んでいる。

(2) 食品情報の一般要件及び食品事業者の責任(第 7 条)

表示は、消費者に誤解を生じさせるものであってはならず、正確かつ解りやすいものとし、その食品が実際に有しない属性が存在するかのように見せかけてはならない。これは、広告や陳列にも適用する。

(3) 義務的な食品情報

新規則に規定する例外を除いて、次の 12 項目の表示を義務とする(第 9 条第 1 項)。

- ① 食品の名称
- ② 原材料の一覧表
- ③ アレルギー又は不耐性を誘発するすべての原材料、加工助剤等
- ④ 原材料又は原材料区分の分量
- ⑤ 食品の正味量
- ⑥ 賞味期限又は消費期限
- ⑦ 特別な保存条件又は使用条件
- ⑧ 食品事業者の氏名又は事業名及びその住所
- ⑨ 原産国又は原産地
- ⑩ 使用方法(説明が無ければ食品を適切に使用することが難しい場合)
- ⑪ アルコール度数 1.2% を超える飲料のアルコール度数
- ⑫ 栄養表示

ただし、表面積が 10 cm²未満の包装・容器の場合には、食品の名称、アレルギー等誘発物質、正味量及び消費期限のみの表示で足りる等の特則を定めている(第 16 条)。そのほか、特定の種類又は区分の食品に対して追加すべき個別の表示事項、例えば、特定ガス封入食品、甘味料、グリチルリチン酸、カフェインを含有する等の特定の製品に対して必要な項目の記載、冷凍肉の冷凍日の記載等を附則第三に定めている(第 10 条)。

通信販売の場合でも、購入契約に先立って消費期限以外の情報はすべて提供しなければならない(第 14 条)。

(4) 言語要件(第 15 条)

FIC 規則 1169/2011 の第 15 条では、必須情報は「食品が販売されている加盟国の消費者が容易に理解できる言語」で提供されるべきであると規定している。実際には、これはその加盟国の公用語を意味する。加盟国は、1 つ以上の EU 公用語で提供する必要がある情報を指定することができる。新しい表示規則への違反を避けるため、必須情報の翻訳は正確でなければならない。

ドイツで販売されるすべての食品は、ドイツ語での表示が必要である。複数言語の使用は認められる。表示にはイラストが含まれていても良い。ただし、製品中に含まれない成分を表示することは禁止されている。例えば、人工香料のみを使用している場合やマルチフルーツジュースのイラストでは、製品に含まれている果実の写真だけを表示することが可能である。

(5) アレルギー表示(第 21 条)

アレルギー症状等を誘発する物質の表示義務については対象が広げられ、その物質又は製品が明確に食品の名称に言及されている場合を除いて、以下に示す 14 項目の物質(Annex II)又はこれらが使用されている製品については、その名称をすべて表示しなければならない。また、これらの物質又は製品の名称は、例えば書体、字体又は背景色により、ひと目で識別できるように強調しなければならない。複数の原材料又は加工助剤が該当する物質又は製品の 1 つだけの場合は、どの原材料又は加工助剤がそれに該当しているかを明確に表示しなければならない。

- ① グルテンを含む穀物(小麦、大麦、オーツ麦など)及び同製品(一部例外あり)
- ② 甲殻類及び同製品
- ③ 卵及び同製品
- ④ 魚及び同製品(一部例外あり)
- ⑤ ピーナッツ及び同製品
- ⑥ 大豆及び同製品(一部例外あり)
- ⑦ 牛乳・酪農製品(一部例外あり)
- ⑧ ナッツ及びその製品
- ⑨ セロリ及び同製品

- ⑩ 辛子及び同製品
- ⑪ ゴマ及びその製品
- ⑫ 濃度が 1 キロ／1 リットル当たり 10mg 超の二酸化硫黄又は亜硫酸塩
- ⑬ ルピナス(マメ科植物)及び同製品
- ⑭ 軟体動物及び同製品

(6) グルテンフリー

食品への統一された組成や表示規則は、グルテン過敏症の人々の為に、以前は特定の栄養用途に関する EU の食品指示で定められていた(Regulation 41/2009)。最新食事療法用食品規則 New Dietetic Foods Regulation 609/2013 の採用により、グルテンフリー食品は FIC 規則の下で規制されることが決定された。2016 年 7 月 20 日から適用された欧州委員会導入規則 Commission Implementing Regulation (EU) No 828/2014 は、食品表示に「グルテンフリー」及び「非常に低いグルテン(very low gluten)」と記載する条件を定めている。

(7) 日付表示(第 24 条)

FIC 規則の附属書 X には、賞味期限、消費期限および凍結日の表示に関する規則を定めている。消費期限は、個々の包装部分に記載されることが必要である。冷凍肉、冷凍肉調理品、冷凍未加工水産物のラベルには、「冷凍」という単語の後に、消費期限(日付)と最初に冷凍された日付が必要である(第 3 項)。

英語表記: 日本語	ドイツ語表記
Best before [date]: 賞味期限(日付)	Mindestens haltbar bis [...]
Best before end [date]: 賞味期限(日付)	Mindestens haltbar bis Ende [...]
Use by [date]: 消費期限(日付)	Zu verbrauchen bis [...]
Frozen on [date]: 冷凍(日付)	Eingefroren am [...]

(8) 原産国又は原産地表示(Country of Origin Labelling: COOL)(第 26 条)

FIC 規則 1169/2011 が採択される前、COOL は既にハチミツ、果物と野菜、オリーブオイル、水産と養殖製品、そして牛肉に義務化されている。FIC 規制は、生鮮、冷蔵、及び冷凍の豚肉や羊肉、山羊肉、家禽肉にも COOL の義務化を拡大している。FIC 規則第 26 条では、以下の場合に強制的な COOL が適用される:

- 生産国又は原産地の表示がないと消費者に誤解を与える可能性がある場合
- 生鮮・冷蔵・冷凍の豚肉や羊肉、山羊肉、家禽肉(「食肉ラベル表示」を参照)

FIC 規則により、欧州委員会は乳製品、「マイナー」な肉、未加工品や単一成分製品に対して強制的な COOL 導入の可能性についての報告書を作成することが要求された。

2018 年 5 月 29 日、欧州委員会は導入規則 Implementing Regulation 2018/775 を公表した。同規則では、食品のラベルに原産国が記載されている、または視覚的に暗示されているが、主原料の生産国と原産地が異なる場合は二重原産地表示の義務化が導入されている。生産者は、食品やラベルに「EU」、「非 EU」、第三国の名称、又は規則第 2 条に記載されているその他の選択肢がある場合、主成分は原産国ではないと簡素に記載することができる。この規則は 2020 年 4 月 1 日に発効し、欧州委員会がこの日より少なくとも 6 か月前にガイダンス文書を公表するよう要求しているが、内部議論のためガイダンス文書の公表が遅延している。

(9) アルコール飲料(第 28 条)

アルコール飲料には、アレルゲンの表示が義務付けられている。アルコール度数 1.2%を超える飲料(ワインを除く)は FIC 規則 1169/2011 の附属書 12(Annex XII)に基づき、実際のアルコール度数を表示しなければならない。アルコー

アルコール度数は、小数点以下第一位までの数字の後に「%vol」の記号を付けて示す必要がある。アルコール度数は、製品名及び正味量と一覧できるように表示しなければならない。ワインについては、アルコール度数の表示規則は特定の法律に定められている。

アルコール度数 1.2%を超えるアルコール飲料は栄養表示と成分一覧表の記載義務がいまだ免除されている。FIC 規則は、欧州委員会に 2014 年末までにアルコール飲料の免除を維持すべきかどうか検討する報告書を準備するよう要求した。2017 年 3 月、欧州委員会はついに待望の報告書を発表し、報告書の完成後、EU のアルコール飲料業界に 1 年の猶予を与え、すべての飲料(ビール、ワインと蒸留酒)を対象とした自主規制案を提示した。2018 年 3 月、業界は、アルコール飲料業界が共有する表示計画の一般原則の概要である共同自主規制案(joint self-regulatory proposal)を提出した。これらの一般原則には、ワイン、蒸留酒飲料、ビール、リンゴ酒(cider)と果実酒の 4 つの部門別実施計画が添付されている。

(10) 栄養表示(第 29~37 条)

エネルギー、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、たんぱく質、塩分(salt)の量の表示を義務としている(第 30 条第 1 項)。原則として 100g 又は 100 ml 中の含有量を記載する(第 32 条)。

- エネルギー値: キロジュール(kj)とキロカロリー(kcal)で表示
- **特定の順序:** 脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、糖、たんぱく質、塩(salt)、の量を、100g 当たり、又は 100ml 当たりのグラム(g)、ミリグラム(mg)またはマイクログラム(µg)

消費単位当たり、もしくは一人前の栄養表示、又 100mg または 100ml 単位での表示は、パッケージに一人前・消費単位の数が明確に示されている場合に許可される。塩分は「ナトリウム」ではなく「塩」として表示されなければならないが、塩が主に天然ナトリウムである場合は栄養表示に適宜表示すること。

一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、糖アルコール、でんぷん、食物繊維及びビタミン及びミネラルについての表示は任意とした(第 30 条第 2 項)。ただし、ビタミン及びミネラルの量を表示する場合は、その 1 日の基準摂取量に対する割合を表示(百分率)しなければならない(第 32 条第 3 項)。

必須情報の内容は、以下の内容一つ若しくは一つ以上の量の指標で捕捉することができる:

- モノ不飽和脂肪酸
- ポリ不飽和脂肪酸
- 糖アルコール
- でんぷん
- 食物繊維
- FIC 規則の附属書 3、パート A(Annex III, Part A)に記載されているビタミンおよびミネラル(参考摂取量の割合を含む)

これらの量は、100g 又は 100ml 中の表現形式に加えて、1 人前(portion)又は 1 消費単位の数量が明記されている場合は、それらの単位量を追記できる(第 33 条)。

表示の仕方としては、包装の 1 つの面に表形式で、かつ、規定する表示順序で表示するが、表形式にするだけの余裕がなければ追込み形式で記述してよい(第 34 条第 1 項及び第 2 項)。エネルギー量は、単独で、又は他の義務的な表示事項と共に、包装の表の面にも重複して表示できる(第 30 条第 3 項及び第 34 条第 3 項)。

必須表示 Mandatory Nutrition Declaration	任意表示 Voluntary Indications
Energy 熱量	Energy 熱量

Fat 脂質 of which – saturates 飽和脂肪酸 Carbohydrate 炭水化物 of which – sugars 糖類 Protein たんぱく質 Salt 食塩	Fat 脂質 of which –saturates 飽和脂肪酸 –mono-unsaturates モノ不飽和脂肪酸 –polyunsaturates ポリ不飽和脂肪酸 Carbohydrate 炭水化物 of which –sugars 糖類 –polyols 糖アルコール –starch でんぷん Fibre 食物繊維 Protein たんぱく質 Salt 食塩 vitamins and minerals ビタミン及びミネラル
---	---

FIC 規則 1169/2011 で、栄養表示は 2016 年 12 月 13 日に義務化された。FIC 規則の附属書 5(Annex V)は必須とされている栄養表示要件から免除される食料品のリストである。栄養表示は、スペースが十分にある場合は数値を整列させた表形式の書式、スペースがない場合は行形式で提示をする必要がある。必須の栄養表示のすべての要素は、食品ラベルまたはパッケージ上と同じ見通しである必要がある。

FIC 規則の第 35 条 (Article 35)は、加盟国が追加の表現形態の使用または栄養表示の提示を推奨することを許可している。これまでに、7 つの加盟国(スウェーデン、デンマーク、フランス、ベルギー、スペイン、オランダ、英国)がパッケージの表面に、追加の栄養表示をする計画を採用している。FIC 規則は、欧州委員会に 2017 年 12 月 13 日までに、英国の国家計画である信号標識に模した表示システムで得られた経験や、この地域におけるさらなる調和についての助言に関する報告書を作成することを要求した。欧州委員会は依然としてこの報告書を公表していない。

ただし、上記 FIC 規則第 35 条に基づき認められた追加の表示については、あくまでも任意のものであり、必須の栄養表示のための部分/スペースを侵害してはならない(第 37 条)。

(11) 添加物と香料

FIC 規則 1169/2011 の附属書 7、パート C(Annex VII, Part C)では、添加物の部類が示されており、その機能分類の名称の後に特定の名称または E-number を示さなければならない。

同附属書のパート D(Part D)は香料、燻煙香料、及び「天然(natural)」という用語の使用に関する規制が定められている。規則 1334/2008 は「天然 natural」という用語の使用について追加の規則を規定している。

2. 遺伝子組換え食品の表示 (欧州議会・理事会規則(EC) No 1829/2003 及び欧州議会・理事会規則(EC) No1830/2003)

含有量の多少にかかわらず、GMO(遺伝子組換え作物)を原材料として使用している食品(GMO から生産された食品添加物や香料なども対象)にはその旨についての表示義務が発生する。最終食品におけるタンパク質・DNA の存在の有無にかかわらず、原材料に GMO を使用した場合には表示義務の対象となる。

また、最終消費者向けの商品だけでなく、「食事施設(mass caterer)」（レストラン・カフェ、病院、学生／社員食堂など）向けの製品にも表示が必要となる。

ただし、GMO の混入が偶発的な意図せざるものであり、『意図せざる混入』の許容値内、かつ、混入割合が食品に占める全重量の 0.9%以下であれば、「遺伝子組み換え原材料使用」などの表示を行う必要はない。

3. トランス脂肪酸

食品中のトランス脂肪酸の含有量を制限し表示する規則は、まだ EU 内で統一されていない。デンマーク、オーストリア、ハンガリー、ラトビアなどの特定の加盟国は、産業的に生産された食品中のトランス脂肪酸に対して国家法的制限を設けている。FIC 規則は、欧州委員会に対し、食品中のトランス脂肪酸の存在に関する報告書を 2014 年末までに作成することを義務付けた。2016 年 10 月 11 日、欧州委員会は、EU における産業用トランス脂肪酸摂取量を制限するためのいくつかの政策の選択肢を評価するための計画表を発表した。

2019 年 4 月、トランス脂肪酸に関する規則 2019/649 が欧州連合官報に掲載された（規則 1925/2006 の附属書 3 (Annex III) の改正）。この新しい規制は、動物性脂肪の中に自然に存在するトランス脂肪酸以外のトランス脂肪酸の最大上限を、最終消費者への食品中、脂肪 100g 当り 2g と制限している。

2019 年 5 月にこの規制が施行されたが、この規則に準拠していない食品が 2021 年 4 月 1 日まで市場に卸され続ける可能性がある。